

平成 25 年 8 月 8 日

各 位

株式会社 山 口 銀 行

不祥事件の発生について

この度、当行におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。

社会的・公共的な役割から、行員一人一人が高い倫理観をもつことが求められる金融機関におきまして、かかる不祥事件を発生させたことを深く反省しております。

また、日頃からご支援とご愛顧を賜っておりますお客様、地域の皆様ならびに関係の皆様方に対しまして、心よりお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

当行元行員（31才・男性）が、平成21年12月頃から平成25年4月頃にかけて、当行新下関駅前支店在籍時のお客様2名から、外貨預金新約の現金合計額13,500千円を着服していたことが判明いたしました。

本件につきましては、行内調査により判明しましたものです。

お客様からの着服金につきましては、本件発覚後既に元行員より全額弁済されております。

当該元行員につきましては、既に懲戒解雇処分を行っております。

本件につきましては、監督官庁への届出を行うとともに、警察に通報を行っております。

2. 今後の対応

今後につきましては、皆様のご信頼を回復すべく、再発防止の観点から、法令遵守態勢の更なる強化に努めるとともに、全行あげて行員の教育・指導を徹底してまいります。

3. 本件に関するお客様からのお問合せ先

山口銀行カスタマーコミュニケーション部 お客様相談センター

TEL：083-223-3411（代表）

以 上